

○射水市小杉展示館条例

平成17年11月1日

条例第100号

改正 平成20年12月22日条例第47号

平成21年9月18日条例第27号

平成26年3月20日条例第2号

平成28年9月16日条例第47号

(設置)

第1条 市民の教養を高め文化の発展に寄与し、美術、工芸作品等の創作発表と普及の場を提供するため、展示館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 展示館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小杉展示館	射水市戸破4286番地1

(職員)

第3条 小杉展示館(以下「展示館」という。)に必要な職員を置く。

(使用時間)

第4条 展示館の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 展示館の休館日は、次に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館又は休館することができる。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用の許可)

第6条 展示館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について使用の制限その他必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、展示館の使用を許可してはならぬ

い。

- (1) 建物及び附属施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を不相当と認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上特に支障があると認めたとき。

(使用料)

第9条 使用者は、第6条の許可を受けたときは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の前納)

第10条 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない事由によって、施設を使用できなかったとき。
- (2) 使用日の5日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、使用の許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の原状回復義務)

第14条 使用者は、その使用の目的を終了したとき(第8条の規定により使用の許可を取り

消されたときを含む。)は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、展示館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に展示館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に展示館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 展示館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 展示館の使用の許可又は不許可及び許可の取消し等に関する業務
- (3) 展示館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受、減免及び還付に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、展示館の管理に関し市長が必要があると認める業務

2 前項の場合における第4条から第8条までの規定の適用については、第4条中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と、第5条中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に展示館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第19条 第16条の規定により指定管理者に展示館の管理を行わせることとした場合における第9条から第12条までの規定の適用については、第9条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「別表に定める額の使用料を」とあるのは「別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める利用料金を指定管理者に」と、第10条(見出しを含む。)及び第11条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条(見出しを含む。)中「使用料」とある

のは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、展示館の運営管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小杉町民展示館設置条例(昭和61年小杉町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年12月22日条例第47号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月18日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の射水市小杉展示館条例第16条の規定により、指定管理者に展示館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が展示館の管理を行うこととされた期間前に第6条の規定により教育委員会がした許可又は同条の規定により教育委員会になされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者に対してなされた申請とみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(10)まで 略

(11) 第23条の規定による改正後の射水市小杉展示館条例第9条の規定

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(1)及び(2) 略

- (3) 第3条の規定による改正前の射水市小杉展示館条例の規定 第3条の規定による改正後の射水市小杉展示館条例

別表(第9条関係)

区分	全日
入場料を徴収しない場合	3,240円
入場料を徴収する場合	6,480円
営利を目的とする場合	10,800円

備考

半日の場合は、使用料は、本表使用料の2分の1とする。